

網走市における太陽光発電施設の適正な設置 及び維持管理に関するガイドライン（素案）

第1 目的

本ガイドラインは、太陽光発電施設の設置を行おうとするもの（以下、「設置者」という。）に、地域環境・景観の調和や適切な設置及び維持管理に関する指針を示すことを目的とする。

〔地域環境・景観との調和とは〕

立地検討や設計段階での事前調査を促し、網走市特有の自然景観や生活環境との調和、及び近隣住民等とのトラブルの未然防止を図ることを指します。

〔適切な設置及び維持管理の推進とは〕

太陽光発電施設の設置から撤去までの過程における運用、管理及び廃棄に関するコンプライアンスを指します。

第2 対象となる施設

本ガイドラインの対象は、出力10kW以上（ただし、一団の土地等において、実質的に同一の設置者が設置する複数の太陽光発電施設については、その出力を合算する。）の太陽光発電施設（建築物の壁面、屋根又は屋上に設置するものは除く。）とする。

第3 太陽光発電施設の設置を避け、又は慎重な検討を要する区域等の指定

太陽光発電施設の設置場所について、防災、環境保全、景観保全等の見地から、法令による区域（地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域、森林法に基づく対象民有林）を参考としつつ、太陽光発電施設の設置を避けるべき区域、又は慎重な検討を要する区域等を指定する。

ただし、太陽光発電施設の設置の内容が関係法令等の定め適合している場合は、この限りでない。

※具体的な区域は検討中。

第4 配慮事項

1 立地及び設計段階の配慮事項

- (1) 尾根、丘陵地、高台、斜面上部での設置を避けること。
- (2) 低反射（防眩性）の太陽電池モジュールを採用すること。
- (3) パワーコンディショナーの稼働音が周辺住民等の生活環境に影響を与えないようにすること。
- (4) 主要な眺望場所からの太陽光発電施設の視認状況がわかる想定資料（想定写真・イメージ図など）を作成し、住民説明会の開催等の方法により、意見を聴くこと。

※景観に関する配慮は一定の規模以上の施設に限定することを検討中

2 運用・管理段階

- (1) 施設の状況を定期的及び随時確認し、太陽光発電施設の設置及び運用の計画段階で予期しなかった問題が生じた場合には、直ちに適切な対策を講ずること。
- (2) 自然災害等により施設が倒壊、破損する等の事象が生じた場合には、速やかに状況を確認し、第三者への被害の防止及び修繕等の措置を講ずること。
- (3) 施設の見やすい場所に、設置者の名称、緊急連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること。

第5 周辺住民等への説明

- 1 設置者は、太陽光発電施設の設置の場所の周辺地域の住民等（以下「周辺住民等」という。）に対する説明会の開催その他の太陽光発電施設の設置及び運用の実施に関する事項の内容を周知させるための措置（以下「周知措置」という。）を講じなければならないものとする。

※「周辺地域の住民等」の範囲について検討中

※再エネ法を参考として、小規模の太陽光発電施設の設置については、住民説明会以外の周知措置とすることも検討中

- 2 設置者は、前項の周知措置を講じる際は、市や北海道に対し当該地域の規制等の有無、及び内容を確認するとともに、必要な助言を求めるものとする。また、立地検討段階や設計案の検討段階など各段階ごとの実施に努めるものとする。
- 3 周辺住民等は、周知措置で示された内容に関し、設置者に意見又は質問を提出することができるものとし、設置者はこれに誠実に応答しなければならないものとする。

※上記の手續に専門的知見を有する者を参加させることを検討中

第6 廃棄措置について

- 1 設置者は、太陽光発電施設が損耗し、その機能を喪失したときは、当該太陽光発電施設の撤去をし、法令の定めに従い、適切に処分するものとする。
- 2 設置者は、太陽光発電施設における撤去及びその処分に要する費用を確保するものとする。

※条例を制定することとする場合には、太陽光発電施設の撤去及び処分に要する費用の確保を太陽光発電施設の設置開始の要件とする旨の規律を設ける方向で検討中

第7 市長への届出等

設置者は、設置の計画から完了、内容の変更、廃止（撤去及び処分を含む。）の各段階において、その内容を市長に届出又は報告し、必要に応じて協議を行うものとする。